

船舶事故調査報告書

令和元年8月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成30年5月7日 18時05分ごろ
発生場所	沖縄県南大東村南大東漁港 <small>ほくがん</small> 北岸四等三角点から真方位345° 180m付近 （概位 北緯25° 52.2′ 東経131° 13.7′）
事故の概要	漁船 <small>りゅうしやう</small> 龍翔丸は、係留中、右舷船首側の前部甲板付近から火災が発生した。 龍翔丸は、前部上甲板等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成30年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 龍翔丸、18トン ON2-0720（漁船登録番号）、個人所有 14.95m（Lr）×4.35m×1.80m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、平成9年4月5日 第293—31874号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 29歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年4月3日 免許証交付日 平成28年6月20日 （令和3年6月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	前部上甲板等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、操業を終え、平成30年5月6日07時00分ごろ南大東漁港に入港し、岸壁に右舷着けで係留した。 船長及び甲板員は、本船を係留後、機関室に設置された主機及び発電機を運転した状態でそれぞれの居室で睡眠をとることとし、船長が、昼ごろ目を覚まして13時30分ごろ外出し、甲板員が、12時00分ごろ目を覚ましたものの、再び睡眠を続けた。

船長は、外出先から本船に戻る途中、本船を係留している岸壁の方向から黒煙が立ち上っているのを認め、18時05分ごろ本船付近に到着し、本船の前部上甲板から約1mの火柱と黒煙が生じているのを認めた。

船長は、本船に乗船して甲板員を起こした後、機関室で主機及び発電機を停止した。

船長及び甲板員は、右舷船首側の前部上甲板上にプロパンガスボンベ（約20ℓ）1本を積んでいたもので、同ボンベに引火するおそれがあると思い初期消火を諦め、岸壁に避難した。

本船は、知人による119番通報を受けた消防団によって、18時21分ごろ消火活動が行われ、23時20分ごろ鎮火した。（写真1参照）



写真1 本船焼損状況

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船は、そでいかの旗流し漁の目的で、平成30年3月15日12時00分ごろから操業を行っており、悪天候の避難、燃料油の補給及び休憩等の目的で、本事故までに南大東漁港へ2回入港していた。

本船は、消火を行った消防団の調査によれば、右舷船首側の前部上甲板付近において、激しく燃焼した痕跡があった。

本船は、右舷船首側の前部上甲板付近において、操業で使用している水中ライト2個及びビニール袋に入った予備の水中ライト約30個、また、プロパンガスボンベ1本、新聞紙に包まれた野菜が入ったプラスチックの容器及びA重油の入ったドラム缶（約200ℓ）1本が置かれていた。（写真2～5参照）



写真2 前部上甲板



写真3 燃え残ったプラスチックの容器と予備の水中ライト



写真4 操業で使用していた水中ライト



写真5 水中ライト

船長は、水中ライトを、操業中は点灯させた状態で仕掛けに取り付け、水面下に沈めて使用し、また、操業後も通電状態で点灯させたままの状態とし、約1週間後に点灯しなくなったら内蔵の乾電池（単3形マンガン乾電池4本）を交換するという方法で使用しており、本事故前も同じ方法で使用していた。

水中ライトは、本体が可燃物であるプラスチックで作られていた。

水中ライトに内蔵の乾電池は、海水に濡れる等何らかの要因で短絡すると、過電流が流れて発熱する可能性がある。

予備の水中ライトは、内蔵の乾電池は入っていなかった。

本船は、居住区に持ち運び式粉末消火器2個と機関室に自動拡散型消火器を備えていた。

船長は、漁業経験が約12年あり、本船の船長として約2年の経験があった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、南大東漁港岸壁に係留中、右舷船首側の前部上甲板付近から出火し、延焼した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、通電を継続して点灯している水中ライトの乾電池が、短絡し、発熱して出火し、付近の可燃物に引火した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、南大東漁港岸壁に係留中、右舷船首側の前部上甲板付近から出火し、延焼した可能性があると考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池を使用する電気機器は、使用しない場合、スイッチを断とする等通電を止めること。

付図1 事故発生場所概略図

